

# 「新たな産学連携をめざして」

## (株)山梨ティー・エル・オーの創業とその役割

米国では1980年、バイ・ドール法という一本の法律が成立しました。この法律施行以前には、米国政府・州政府資金を使った研究により取得した特許は、それが私立大学であろうと公立大学であろうとすべて政府に帰属することとされていました。これら資金は国民の税金によって賄われているのですから、それは当然のことといってよいでしょう。しかし、その結果、取得した特許が、特定の個人や企業に有利に作用することは避けなければなりませんから、結果として実用化されることはありませんでした。それゆえ研究者も特許を取得することに関心を持つことはありませんでした。時あたかも米国経済は日本の猛追に遭って危機に瀕していました。バイ・ドール法はこういう事態にあって生まれたものです。

この法律では、政府資金等によって得た知的資産であってもそこから生ずる利益は研究者と研究者が所属する大学に帰属することとしました。これは、本来納税者に等しく還元すべき利益を特定の団体と個人に与えるという意味において極めて異例なことと言わなくてはなりません。しかし、これを機に学内にある特許を企業化しようとするベンチャと、そのベンチャに資本を提供しようとするベンチャキャピタルが一斉に活動を開始しました。ベンチャキャピタルは大学内自身でも作り、学内ベンチャへの投資を行うようにすくなりました。

動画像処理に卓越した並列計算機メーカーのSGIシリコングラフィックス社、インターネットのIPルータで世界を席巻したシスコシステムズ社、ワークステーションの雄サンマイクロシステムズ社、インターネットポータルサイトのヤフー社、ブラウザのネットスケープ社など今世界にときめく一流企業はバイ・ドール法によって刺激され大学の知資産を企業化したベンチャ企業です。これらの活躍によって1990年代の米国経済は奇跡的な復興をとげその市場規模は優に10兆円を超え、この利益は税金という形で納税者に帰っていきました。

振り返って日本を見るといまや経済は長い不況の中に沈潜し、その出口は何処にあるかさ見えません。1998年8月1日、ようやく政府は産業力強化のための大学等技術移転促進法を制定し、米国のバイ・ドール法を模倣する形で法律を整備しました。こうして作られたのがLO (Technology Licensing Organization) です。山梨大学では、山梨医科大学のご協力を得て全国16番目、国立大学系としては11番目の(株)山梨ティー・エル・オーを創業いたしました。これに対してこのたび国からお墨付きを頂いて国承認企業となりました。ここでは大学の持つ知的資産を企業化し、そこから得られる利益を国民に還元すると同時に研究者や大学の利益としても受益します。これを元にしてまた新しい研究を推進するという正のフィードバックを作り上げようというわけです。

TLO が成功するためにはひとり大学人が頑張るといっただけでは駄目です。産業界や経済界などの民間セクター、行政などの公共セクターの支援も必要です。株式会社山梨ティー・エル・オーは、地域産業と文化の牽引者として次代を創造していきたいと念じています。皆さんの支援をぜひお願いする所以です。